

パティオ商品券取扱い終了について

令和 4 年 9 月 30 日 (金) をもちましてパティオ商品券のご利用を終了させていただきます。

この度、袋井北部街づくり株式会社発行のパティオ商品券取扱い終了にあたり資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、下記のとおり払戻しを行います。

対象となる商品券をお持ちのお客様は、申出期間内に払戻しの手続きを行って頂きますようお願い申し上げます。

◆払戻しの対象となる商品券

パティオ商品券(500 円・1,000 円)



◆払戻し方法・払戻し期間

お手持ちの「商品券」を下記払い戻し場所へご提出ください。
現金による払戻しを行います。

令和 4 年 10 月 1 日 (土) から 12 月 31 日 (土)
午前 10 時から午後 7 時まで

※この期間にお申し出がない場合は、払戻し手続きから除斥されますので十分にご注意ください。

◆払戻しの場所

ショッピングセンターパティオ 1 階 インフォメーション

【お問合せ先】

〒437-0125 静岡県袋井市上山梨 4 丁目 1 番地の 2

袋井北部街づくり株式会社

TEL 0538-30-1221 FAX 0538-48-5793